

問題事象から学ぶために (学校教育編)

人権に関わる問題事象の
基本的な捉え方と取組の進め方

島根県教育委員会

はじめに

近年、学校・園等、子どもたちに対する教育が行われる現場(以下“教育現場”)を取り巻く環境は日々変化し、経済的な困難を抱える家庭や、特別な支援を必要とする子どもが増加してきています。そうした中で、困難に直面した子どもたちが安心して学校生活を送ることができる集団作りをいかに進めるかなど、子どもたちを支えるための教職員一人一人の力量の向上が求められています。また、一人を全員で支えることができる教職員集団としての組織力をいかに高めていくかも求められています。

この手引きは、教育現場において問題事象が生じた場合の基本的なとらえ方や、解決のための取組の進め方を示し、問題事象に対する学校としての解決能力を高め、問題事象から学ぶことにつなげるものです。

「同和教育指導資料第20集 差別事象から学ぶために」では、“差別事象”とりわけ同和問題に関わる事象を対象としています。しかし、教育現場が教訓として学ぶべき対象は、同和問題に関わる“差別事象”にとどまりません。教育現場の課題や問題点が問題事象として表面化するという視点で捉えれば、広く人権に関わる問題全体を捉えていく必要があります。また、そこで学ぶ子どもたちへの影響という、教育現場として見逃すことができない視点からも、問題を捉えていく必要があります。この手引きでは、その二つの視点に留意した問題事象解決に向けた取組の進め方を明示しています。

問題解決に向けた取組を通じて、一人一人の教職員の力量を高めるとともに、一人を全体で支えることができる教職員集団としての組織力を高めていくことができます。問題事象が生じた教育現場が、問題事象の背景にあった問題点を教訓とし、すべての子どもたちの「進路保障」を充実させていくことが、問題事象から学ぶということです。

[1] 基本的な考え方

1 問題事象とは

問題事象とは、その教育現場で学んでいる子どもたちやそこに勤務する教職員等の人権が脅かされている、またはそのおそれがある状況をいいます。例えば、差別的な事象はもとより、いじめやハラスメント、あるいは体罰等がこれにあたります。また、個人の人権に関わる認識や学習の不足が周囲の人々やその教育現場の教育環境に著しく悪影響を及ぼしている状況も、問題事象にあたります。

2 教育現場としての問題解決への取組の柱

取組を進めるにあたっては、問題解決への見通しをもって進めていくことが大切です。

問題事象は、さまざまな背景から、多様なかたちで生起してくることが考えられます。見通しを欠いたまま取組を進めると、状況はかえって混乱し、子どもたちを取り巻く教育環境にさらに大きな影響を与えてしまうおそれもあります。

問題解決への取組においては、以下の二つが柱となります。



人権侵害の状況を止め、その影響により生じている教育環境や職場環境の悪化の進行を防ぐこと。

人権侵害の状況等が明らかになった場合には、早急にその状況を止めることが最優先となります。それによって、被害を受けている人の人権を守るとともに、環境の悪化の進行を防ぎます。

このことについては、基本的には問題事象が生じた教育現場が初期の対応をすることになりますが、管理職によるハラスメントの場合や、子どもの生命に関わるような緊急度や深刻度が高い場合などは、所管する教育委員会等の行政機関が即座に対応を行わなければならない場合があります。教育現場は、被害を受けている人の人権の擁護を確実にするためにも、速やかに報告する必要があります。



背景や要因の合理的・客観的な分析に基づき問題点を明確にし、その解決のための課題を策定し、取組を進めること。

取組を進めるにあたっては、まず、当該の教育現場と所管する教育委員会や関係する行政機関等が協力して、背景や要因の分析にあたります。先入観や思い込みを排して丁寧に行わないと、その後の取組の方向を誤らせてしまうおそれもあり、できるだけ複数の関係者であることが必要だからです。そして、その問題の生起につながった根本的な問題点（問題の本質）は何であったかを明らかにします。

次に、当該の教育現場が主体となって、問題点の解決のための課題を策定したうえで、改善のための取組を進めていきます。問題の本質がその教育現場に与えている影響を子どもたちの実態から検証することからはじめ、日頃の教育活動を丁寧に見直していきます。それによって、問題事象の解決をはかるとともに、事象を教訓として教育活動の改善を進め、「進路保障」の充実につなげていきます。

〔2〕 具体的な取組

1 初動の取組

問題事象が生じた場合、教育現場が初動の段階で行う取組は、以下の通りです。

（1）初期の対応

問題事象に対する提起は、さまざまなかたちを取ることを認識しておかなければなりません。当事者が声をあげられないことも多く、周囲で気付いた人が声をあげることもあります。したがって、教育現場はもとより、所管する教育委員会等の行政機関も、さまざまなかたちでなされる問題提起に対応できる体制をつくっておく必要があります。

問題提起がなされた場合、当該の教育現場は早急に対応のための協議等を行い、人権侵害につながるおそれがある場合には、その状況を止めなければなりません。

問題を起こした人が管理職自身であるなど、教育現場の責任で初期の対応が進めにくい場合には、所管する教育委員会等が積極的に関与し、初期の対応を進めなければなりません。その際には、教育現場の担当者を明確にしておくことが必要です。

（2）事実確認

問題事象が生じた教育現場は、客観的な事実を明らかにするために、速やかに事実確認を行います。

事実確認に際しては、行為の意図等、個人の意識に関わる点に関して確認しようとするものが事実を歪めてしまったり、プライバシーの侵害等の二次的な人権侵害につながったりする場合も想定されます。個人の思い等は受け止めつつ、客観的な事実を確認することに重点をおきます。

事実確認の要点は、以下の通りです。

- ① いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どうしたのか
- ② その時、その場に居合わせたのは誰か
- ③ それはどのような状況のもとであったのか
- ④ その出来事があって以降、どのような経過で現在に至っているのか
(これについても、上記①②③が明確になるように留意する)

これらについて、問題を提起した人、問題を起こしたとされる人、人権を侵害されたおそれがある人、その場に居合わせた人等に事実確認を行い、客観的な出来事の経過を明らかにすることが必要です。

(3) 関係諸機関への連絡・報告

問題事象が生じた教育現場は、事実確認した内容に基づき、所管する教育委員会に事象を報告します。当該の教育現場だけで解決をはかろうとしたり、一部の判断のみで対応を進めることは、問題の複雑化・深刻化につながるおそれがあるからです。

即時の対応が必要であると想定される場合は、問題提起の段階でまず第一報を入れ、その後、事実確認に基づいた報告をします。報告を受けた教育委員会は、関係する他の行政機関にも連絡し、当該の問題事象への対応等に関する協議を行う必要があります。

2 連携による分析と方針の策定

問題の解決にあたっては、連携体制のもとで取り組むことを基本的な姿勢とします。

(1) 対応のための協議の開催

問題事象が生じた教育現場からの報告が所管する教育委員会に入った段階で、関係する行政機関が中心となって、当該の教育現場も含めた協議の場を設定し、事実確認、背景・要因の分析、対応の方針、取組の役割分担を協議することになります。これは、多面的な視点で分析を行い、的確な対応方針を策定するためです。特に、重大な問題の場合や関係する教育現場が複数の市町村にまたがり広範な対応が必要とされる場合などは、この協議の実施が重要となります。

この協議において取り組む要点は以下の通りです。

- ① 事実確認に基づく情報の共有（不明確な点も明らかにしておく）
- ② 分析のための聞き取りの実施（必要に応じて追加の事実確認）
- ③ 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
- ④ 問題解決のための取組の方針の決定
- ⑤ 取組の役割分担の決定

取組については、分析等の協議を進めて役割分担を決めていくなかで、特定の機関の責任において進めていくこともあります。その場合でも定期的に情報の共有をはかっていくことが大切です。そのためには、それぞれの機関の担当者が中心となって、その後の連携を進めていきます。

(2) 背景・要因の分析と問題の本質の明確化

問題事象の背景・要因を正しく分析するためには、分析のための聞き取りを行うことが必要になります。当該の教育現場と関係する行政機関の協議を経たうえで、問題を起こした人の行為の意図や周囲の受け止め、関係者の日常的な関係性等について、教育現場または関係行政機関の担当者が聞き取りを行います。場合によっては、聞き取りに先立って、追加の事実確認が必要となるときもあります。これによって、客観的な事実関係が明らかにされた後に、次の二つの視点から、問題の背景や要因の分析を進めます。

- ① 教育環境・職場環境の問題という視点
 - ・どのような問題が存在して、その問題事象の生起につながっているのか
- ② 個人の問題という視点
 - ・問題を起こした人に何らかの問題や背景があったのか
 - ・個人同士の関係性に問題があったのか

①については、今後当該の教育現場全体として進める取組で、②については、教育現場内の担当分掌あるいは関係する行政機関が進める取組になります。この二つを明確に区別しながら分析をしていくことが、その後の取組の混乱を避けることにつながります。

この分析の結果に基づき、問題の本質を明らかにしていきます。

(3) 問題解決のための取組の方針や取組主体の明確化

問題解決のための取組は、教育現場の教育活動の改善にもつながる必要があります。取組の目的が、同様の事象の再発を防止することに止まらず、さらに進んで、人権が保障されている環境を実現し、一人一人の進路保障を充実させることになるからです。

問題解決のための取組の方針は、分析によって明らかとなった問題の本質に対応して決定され、その柱となるのは以下の二点です。

- ① 課題の解決
 - ・問題事象の原因となった問題点を明らかにし、その影響の検証を踏まえつつ改善のための課題を設定し、その課題解決のためにどのような取組を行っていくのか
- ② 問題を起こした人に対する指導
 - ・問題となる行為を起こした背景を明らかにし、それを踏まえつつ、どのような改善をめざした指導を行っていくのか

①については、その教育現場での影響の検証等、実際の子どもたちの様子を踏まえる必要があります。一方②については、教育現場内の担当分掌あるいは所管する教育委員会等の行政機関が行う取組になります。

3 問題解決に向けた取組

問題解決に向けた取組は、被害を受けた人・問題を起こした人・周囲の関係する人々等、それぞれに配慮しつつ進められていくことが大切です。

また、問題解決に向けた取組には、よりよい教育環境を実現するための教育活動全体の総点検も必要です。

1 当事者に対する取組

(1) 被害を受けた人に対する取組

初動の段階では、人権侵害の状況を止め、被害を受けた人の人権を擁護することを優先します。思いを耳を傾けたり、場面に応じた声かけ等の配慮を行ったりするなど、衝撃や苦痛から回復するための支援をすることが必要です。

この取組は、原則として当該の教育現場が主体となって行います。ただし、管理職によるハラスメントの場合など、当該の教育現場独自の取組が期待しにくいと考えられる場合には、問題提起を受けた教育委員会等の機関が、速やかにこれらの取組を行う必要があります。

一方で、被害を受けた人の衝撃や苦痛は大きく、問題解決のための要求が感情的で合理性を欠いている可能性もあります。被害を受けた人の意向に全面的に添うことから問題を起こした人の人権が侵害される事態が起こるなど、二次的な被害につながる危険性があることにも注意しなければなりません。

被害を受けた人の思いを受け止めつつ、合理的な解決への道筋を提示していくことで被害を受けた苦痛を和らげ、解決への展望をもたせることでその人自身の回復につなげていくことが大切です。

具体的には、以下の点を提示できるようにしておきます。

- ① 問題はどのような背景・要因のもとで起こったのか
- ② 問題の根本に、どのような教育課題があるのか
- ③ 教育課題解決のために、どのような手順で取組が進められるのか
- ④ 問題を起こした人に指導が必要な場合、その指導がどのようなかたちで行われていくのか
⇨ ただし、指導の内容・経過等については、個人情報に属することでもあり、情報提供はしないこと

上記①～④から、被害を受けた人が解決への展望をもてるように、状況に応じて必要な情報を提供します。

(2) 問題を起こした人に対する取組

問題を起こした人に対する指導に際しては、その人自身が合理的に自らの過ちに気づき、よりよい生き方を求める意欲や自らの課題に向き合う姿勢を高めることができるよう導くことが大切です。

問題となった行為の責任を問うだけでは解決にはつながりません。その行為が、問題を起こした人自身の人間性を損ない、対等で豊かな人間関係を歪めてしまっていることに気付かせることを重視して指導することが必要です。また、問題を起こした人自身が困難に直面していることが問題の背景となっていることが多いことも、念頭に置いておく必要があります。

問題を起こした人が児童生徒である場合には、当該の教育現場の責任において指導することになります。その際、問題を起こした背景には、家庭や地域等あるいは教育現場の不十分な指導体制等の影響があるという視点、つまり子どもをとりまく大人の側にも問われるべき責任があるという認識をもつことが大切です。そのことに配慮しつつ指導にあたることで、指導の効果があがります。

一方、問題を起こした人が教職員等である場合には、当該の教育現場の管理職と行政機関の責任において指導を行うことになります。管理職による日常的な指導にあわせ、必要な場合には所管する教育委員会等の行政機関が教育現場との連携をとりつつ、問題事象の状況や本人の課題を見極めたいうで明確な方針をもった研修プログラムを設定し、指導を進めていきます。

指導が行われる場合には、問題を起こした人に対して以下の点を明示します。

- ① 指導の目的と具体的な内容・方法
- ② 問題となった行為のどこがどのように問題であったのか
- ③ 問題となった行為は、どのような背景から生起することになったのか
- ④ 問題となった行為は、周囲にどのような影響を与えていたのか
- ⑤ 問題の再発を防ぐために必要な問題を起こした人自身の課題は何か

①及び②については、あらかじめ行われている分析に基づいて指導する側から提示し、③及び④については、対話のなかで情報を提供したり本人の気づきを支援したりするかたちになります。そして⑤については、自らの課題に気づきその改善のための取組を自分自身で考えることができるような指導の進め方が望まれます。

2 教育現場としての課題解決に向けた取組

(1) 影響の検証と教育課題を明確にするための取組

教育現場としての課題解決に向けた取組は、広く子どもたちの実態から事象の影響を検証することからはじめます。問題事象の生起の背景には教育現場の問題点があり、問題事象以外の部分でも子どもたちの実態として表れている可能性が高いからです。入学前の状況や卒業後の状況等、あるいは取り巻く地域の環境が与えている影響を検証することから、分析がさらに深まる場合もあります。したがって、教育現場内だけにとどまらず、関係するさまざまな関係機関等の意見を求めることなどにより、多面的な視点をもって検証を進めていくことが必要です。

次に、問題の本質に照らして教育活動全体を点検し、事象の背景にある教育課題を明らかにしていきます。大切なことは、全教職員の取組として進め、明らかにされていく教育課題の共通理解をはかり、教職員集団の目的意識の共有化もはかっていくことです。

取組の進め方の要点は、以下の通りです。

- ① 問題事象が及ぼした影響の検証（子どもたちの実態から）
- ② 根本的な問題点（問題の本質）の共通理解
- ③ 背景にある教育課題の明確化
- ④ 教職員の目的意識の共有化
- ⑤ 全教職員での取組の推進

生じた問題事象は一部の問題ではなく、当該の教育現場の関係者全体の問題と捉える基本姿勢が重要です。

（２）課題解決のための具体的な取組の策定

問題の背景・要因の分析、影響の検証等の協議等を通じて明らかになった教育課題について、今後の具体的な取組を策定していきます。これについても、全教職員で進め、共通理解をはかることが大切です。また、取組が形骸化しないための方策を策定しておくことも大切です。策定にあたっての留意点は、以下の通りです。

- ① 策定していく取組が、「基本的な考え方・姿勢」から、「目的」や「具体的な行動」まで、明確に整理して示されていること
- ② 取組の具体的な進め方や、担当者や分掌等が明確になっていること
また、年度当初等において、その確認がなされること
- ③ 教育課題や取組の目的等を共通理解するための場が設定されていること
- ④ 取組を検証し評価する場や方法が設定されていること

問題解決に向けた取組を進めるなかで、教職員のコミュニケーションが図られることは、教職員集団の関係性を改善することにつながります。また、共通の目標・目的が確認され、その実現に向け取組が進められることは、教職員集団の組織力を高めていきます。

こうした改善や組織力の向上が、すべての子どもの「進路保障」ができる魅力ある学校づくりにつながっていきます。

〔３〕 取組を進めるうえでの留意事項

取組を進めるうえでは、教育現場としての課題解決のための取組と、当事者に対する取組とが明確に区別されなければなりません。そして、それぞれの取組が、教育現場や所管する教育委員会等の行政機関との連携及び役割分担に基づいて進められることが大切です。

1

問題事象は、当事者間の問題ではなく、その教育現場の集団や組織としての問題として捉えること。

問題事象は、生起の背景にその教育現場の課題が潜んでいる場合が少なくありません。取組を進めるにあたっては、問題を生起させた集団や組織としての背景・要因について正確に分析し、改善すべき問題点や取り組むべき課題を明確にして、教育活動の改善をはかることが大切です。

いじめやハラスメント等の場合には、問題の全体像を、「被害」「加害」の図式だけで捉えがちです。しかし、問題を単なる当事者間の「トラブル」として捉えてしまうと、事象の生起につながってしまった問題の本質が見えにくくなってしまいます。「加害」とみなされる側の背景にも、その教育現場の問題点が潜んでいる可能性を、常に想定しておかなければなりません。

また、「被害」「加害」の図式が強調されてしまうと、対症的な取組に追われてしまい、問題事象が及ぼした影響を払拭することができないばかりか、再発防止のための予防的な取組や、さらに進んだ取組につなげることもできません。

問題事象は、当事者間だけでなく周囲の子どもたちにも影響を与えていると捉え、その教育現場が抱えている問題点が問題事象というかたちで表れたものとして、その問題点の改善を取組の柱に据えて解決をはかることが大切です。

2

被害を受けた人に対する取組は、解決への展望を持たせることを中心にして進めること。

初動の段階では、被害を受けた人の痛みや衝撃を受容的に受け止めることが必要です。心情的に支えることで、人権侵害を受けている状態からの救済をはかることが優先されなければなりません。

問題解決への取組を進めるなかでは、解決への道筋やその取組の進捗状況を示していくことで、解決への展望をもたせることが、何よりの支援となります。本人の思いをそのままに受け止めて、その要望を全面的に受け入れていくことは、かえって本人の苦痛を増大させてしまうおそれがあることを念頭におく必要があります。被害を受けた人の意向だけによって問題の解決が判断されるのではないということです。

3

問題を起こした人に対する指導は、指導権限をもつものが、法規等に基づいて合理的・計画的に行うこと。

問題を起こした人に対する指導は、正確な事実確認による裏付けと、十分な分析に基づいて出された明確な方針をもって行われるよう留意することが必要です。

人権侵害につながる問題に関わる指導の場合、問題を起こした人の意識を問い詰めその変革を強要したり、あるいは人格を否定したりするなど、二次的な人権侵害になる危険性もあり、特に慎重な配慮が必要であることを忘れてはなりません。

したがって、公平性・中立性を保つためにも、指導は指導権限や服務監督権をもつものによって行われるべきものです。また、その方針は、指導を受ける人にも明示される必要があります。

問題事象の生起

1 初動の取組

初期の対応

※ 対応のための協議

※ 人権侵害のおそれがある場合 → 状況を止める

事実確認

- ① いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どうしたのか
- ② その時、その場に居合わせたのは誰か
- ③ それはどのような状況のもとであったのか
- ④ その出来事があった以降、どのような経過で現在に至っているのか

被害を受けた人への初期の対応

思いの受け止め
↓
支える体制づくり

連絡・報告

当該の教育現場
↓
所管する教育委員会

2 連携による分析と方針の策定

<教育現場・関係行政機関等による協議の開催>

- ① 事実確認に基づく情報の共有
- ② 分析のための聞き取りの実施（必要に応じて追加の事実確認）
- ③ 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
- ④ 問題解決のための取組の方針の決定
- ⑤ 取組の役割分担の決定

3 問題解決に向けた取組

被害を受けた人への取組

- ・ 思いを受け止め、支える
- ・ 解決への道筋を提示する
- ・ 解決への展望を持たせる

教育現場としての課題解決に向けた取組

- ・ 問題事象が及ぼしていた影響を検証して教育活動を見直し、課題を明確化する
- ・ 課題解決のための具体的な取組を策定する
- ・ 取組を検証し、評価する

問題を起こした人への取組

- ・ 自らの課題に気づかせる
- ・ 問題解決の取組や指導の過程を提示する
- ・ 資質向上や本人の改善につながるような指導を実施する

島根県教育庁人権同和教育課

690-8501 松江市殿町1番地(第2分庁舎2F)

電話 0852-22-5432 Fax 0852-22-6166

<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyouiku/>